

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成25年2月14日(2013.2.14)

【公開番号】特開2010-250102(P2010-250102A)

【公開日】平成22年11月4日(2010.11.4)

【年通号数】公開・登録公報2010-044

【出願番号】特願2009-99985(P2009-99985)

【国際特許分類】

G 02 B 21/00 (2006.01)

G 01 N 21/64 (2006.01)

G 02 B 21/16 (2006.01)

【F I】

G 02 B 21/00

G 01 N 21/64 E

G 02 B 21/16

【手続補正書】

【提出日】平成24年12月27日(2012.12.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

標本において発生した蛍光を集光する対物レンズと、

該対物レンズにより集光された蛍光をスペクトル成分に分光する分光素子と、

該分光素子により分光されたスペクトル成分をそれぞれ検出する複数のチャネルを有する光検出器と、

該光検出器の複数のチャネルにより検出されたスペクトル成分を合算して蛍光強度を算出する蛍光強度算出部と、

前記光検出器の各チャネルにより検出されたスペクトル成分の輝度値が所定の閾値を超えたか否かを前記蛍光強度算出部における合算の対象となるチャネルのそれについて判定する判定部と、

該判定部により前記合算の対象となるチャネルの少なくとも1つのチャネルの輝度値が所定の閾値を超えたと判定された場合に、その判定結果を報知する報知手段とを備える顕微鏡。

【請求項2】

前記光検出器の感度を調整する感度調整手段を備える請求項1に記載の顕微鏡。

【請求項3】

前記蛍光強度算出部により算出された蛍光強度に基づいて画像を生成する画像生成部と、該画像生成部により生成された画像を表示する表示部とを備え、

前記報知手段が、前記表示部に表示された画面において、前記光検出器により検出されたスペクトル成分の輝度値が所定の閾値を超えた領域を視認可能に表示する請求項1または請求項2に記載の顕微鏡。

【請求項4】

前記蛍光強度算出部の合算対象とするチャネルを選択可能である請求項3に記載の顕微鏡。